

家族を守る 力になりたい



衆議院議員
大島あつし

PRESS MINSU 民主党プレス民主編集部 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1
電話 03-3595-9988 (代表) http://www.dpj.or.jp
プレス民主号外・埼玉第6区版 民主党埼玉第6区総支部 2013年8号 rev.19
〒363-0021 桶川市泉2-11-32 電話 048-789-2130 FAX 048-789-2117



埼玉県の職業能力開発施設である中央技術専門校では、高校卒や大学卒の学生が熱意をもって授業に臨んでいます。私の手がけた求職者支援制度を利用して通学している生徒もおり、学校全体の就職率はほぼ100%に上ります。公的分野の担う職業訓練についての認識を新たにしました。

生かされておらずと埼玉で暮らしてきましてはこれだけ激甚な竜巻の被害は初めてです。「私が自分が」が現実となる。首都圏直下型地震も今後とも防災には力を入れていきます。
衆議院議員大島 敦

1956年埼玉県生まれ。きたもと幼稚園、中丸小学校、北本中学校、京華高等学校、早稲田大学法学部卒業。鉄鋼会社にて14年間勤務。その後、生命保険会社にて営業職を5年間勤める。2000年6月に民主党公募候補として衆議院初当選。元内閣府副大臣。前総務副大臣。2012年12月5期目当選。憲法審査会委員、経済産業委員会委員、科学技術・イノベーション推進特別委員会委員。

突然襲ってくる竜巻に どのように備えればいいのか

大きな自然災害は突然やってくるものです。9月2日午後2時から2時半ごろにかけて埼玉県越谷市と千葉県野田市などで竜巻が発生しました。

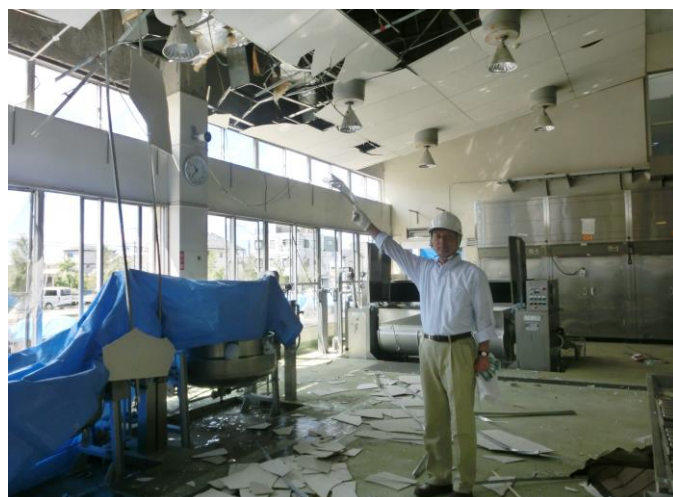
私がこの竜巻の第一報を聞いたのは当日の3時半くらいでした。翌3日午前9時には、私と同僚国会議員のほか、富山県会議員、そして地元越谷市の議員が現地に集合し、その後、被災現場に駆け付けたのでした。

●竜巻被害で発揮される

地域社会の相互扶助

越谷の被災地域で最も大きな被害を受けたのが学校の給食センターでした。ヘルメットをかぶってその建物の内部に入ってみると、一面に割れたガラスが散乱しており、天井の一部がはがれていた場所もあります。給食センターの職員の方から話を聞いたところ、竜巻に襲われた様子を次のように語ってくれました。

「黒い竜巻が見えたと思ったら、一瞬にしてそれに巻き込まれてしまいました。もちろん逃げるにも逃げられず、何とか机の下や柱の陰に隠れるのが精一杯でした。」



越谷市立第二学校給食センター屋内

私が竜巻の被害を見たのも今回が初めてです。竜巻が通過したところは電信柱が倒れて



越谷市内被災現場

おり、縦3メートル横5メートルもの大きな鉄の屋根が100メートルくらいも飛んできて電信柱にへばり付いている光景も目にしました。死亡事故が起きても不思議ではないくらいの突風のすさまじさです。

被害の幅の狭い竜巻の場合、同じ地域でも大損害を受けたところとまったく被害がなかったところが鮮明に分かれているのですが、そこが地域全体が被害を受ける地震や台風などとの最大の違いです。

つまり、町内会全体が被災するのではなく町内会の幅100～200メートルだけが甚大な被害を受けることとなります。実際、越谷市では地域の人たちが総出で瓦礫処理や物の運搬、吹き飛ばされた屋根にブルーシートを張るなどの援助を行っていました。改めて相互扶助が働く地域社会の大切さを痛感したのでした。

3日午前中に被災地を回った後、午後1時から越谷市長と会って、国や県として被災対応で協力できる点について意見交換を行いました。



越谷市役所にて市長と意見交換を行う

●今後の竜巻被害への取り組みについて

私もまさかこんなに大きな竜巻被害が都市部の埼玉県で起こるとは想定していませんでした。地震や台風の防災マニュアルはあっても竜巻の防災マニュアルはありません。今後、竜巻のような限定的な激甚災害に、国として災害補償のあり方や予報の充実についても、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

昨年の茨城県つくば市での竜巻の際には、翌日には私の知り合いの副大臣が被災した現場に入って状況を把握し被害への対応を行いました。したがって今回の政府の対応

も昨年つくば市での対応に基づいて対策を打っていると思います。

また、国会では各省庁を呼んで、今回の竜巻被害に対する政府の対応をヒアリングするとともに、今後の防災上の改善点について話し合いました。今の段階では竜巻を特定したものではないものの、既存の法律による竜巻災害への補償は行うことができます。例えば、被災者生活再建支援法という法律が発動できるのです。これには、たとえば人口10万人を超える自治体なら全壊した家屋が10世帯以上なくてはならないというような要件があるのですが、その要件を満たせば、被災者に対し被害状況に応じた支援金を支給することができます。

これは案外知られていないのですが、一般的な火災保険でも竜巻被害は補償の対象となっています。一般的な火災保険には風災の補償が最初から備わっており、竜巻は台風と同じく風災の一種である旋風・暴風と解釈されるからです。(個別には保険会社にご確認ください。)

後日、私の事務所からも越谷市の災害ボランティアに、所員を派遣させていただきました。



竜巻被害の現場で災害ボランティアに参加